

■学位論文内容要旨

子ども・子育て支援の展開からの 考える地域共生社会の実現に向けた一研究

有間 裕季 (2018年度修了)

1 研究目的

国は、団塊世代が75歳を超える2025年問題を見据え、重要な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきた。そして、平成30年4月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムの拡大・深化により、高齢者だけでなく障がい者や子どもなど世代や分野も関係なくすべての人を対象とした「地域共生社会」の実現が提唱されている。

地域共生社会は、高齢者だけでなく、障がい者も子どもも含まれることが明記されるとともに、この地域共生社会の実現に向け、地方公共団体の責務のもと、住民が主体となって地域課題を解決していくことを推進していく旨が社会福祉法に明記された。地域住民には、支援の「受け手側」「支え手側」という関係を越えて、地域課題を「我が事」として受け止め解決していくことが求められているのである。

地域共生社会の実現には、子ども・子育て分野における「制度の狭間」の問題や複合的な課題解決に向けた支援が展開されることも期待されていることから、著者が勤める地方公共団体において、地域共生社会の実現を目指すに当たり、地域における子ども・子育て支援の展開から地域共生社会の実現につなげていく手法について検討したい。また、その手法としては、CSWを配置した地区社協の立ち上げによるものとし、地域共生社会の実現に向けた明確なプロセスとして1つのモデルを提案することを目的とする。

2 研究方法

先行研究を参考に、第1章では、コミュニティソーシャルワークの歴史的展開と概念について整理するとともに、今後の福祉政策において期待されるコミュニティソーシャルワークの機能と役割についてまとめ、第2章では、統計資料等から全国的に見た子ども・子育て支援に関する現状と課題、先行研究や既存の制度での支援の限界について触れながら、コミュニティソーシャルワークを展開することによる新しい支援の可能性について探っていく。

第3章では、政策的枠組みである地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた先行的な取組から考えられるコミュニティソーシャルワークを展開する上での重要なポイントを整理し、その考察を踏まえながら、第4章で、地域における子ども・子育て支援の展開から地域共生社会の実現につなげていく手法として地区社協の立ち上げについて検討するとともに、継続可能なシステムとして地区社協を構築するための課題についてまとめる。

3 結論

コミュニティソーシャルワークの特徴として以下の3点が挙げられる。

第1に、これまでの福祉制度では対応できない多様なニーズへのアプローチである。新崎(2009)は、「複雑多岐にわたる課題を抱え困難な状況に陥っているにもかかわらず、行政の縦割りの弊害や法・制度間の狭間の中

で誰からも支援を得られないケースも多くあった」ことを指摘し、「このような孤立感や不安感を抱いていたクライアントに寄り添い、個人の社会関係の主体的な側面を対象として個別的ニーズに対応して関係調整を行っていくのがCSWの個別支援ワーカーとしての役割」であるとしている。

第2に、コミュニティソーシャルワークにおける「予防的側面の重視」(井上, 2004)である。

第3に、コミュニティワークの限界を乗り越える手法である。直接的な介入と地域によるケアシステムの構築が必要となり、コミュニティソーシャルワークが提起されるとしている(黒澤, 2013)。

次に、コミュニティソーシャルワークを展開する政策的枠組みである地域共生社会の実現にむけた、住民主体による地域の包括的な相談支援体制に関する先行事例の特徴として、「CSW若しくはそれに類似した専門職の配置」「小学校区を基準とした小地域を圏域としていること」「地区社協若しくはそれに類似した住民組織の設立」の3点であることが明らかとなった。これを踏まえ、東郷町における地区民協の立ち上げまでのプロセスを提案し、地域共生社会の実現に向けた今後の課題として、「地区社協へ発展させる必要があること」、「子育て中の母親や子育て経験者も地区社協の構成員とすること」、「『地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境』を整備するためには、単に『住民が集う場の提供』や『人々のつながり』といった支え合う体制づくりだけでなく、認知症、虐待、障害といった福祉課題についての正しい知識や対応方法について学習する機会に加えて、専門職・専門機関による継続的な介入といった地域の中で住民活動を支える専門職の確保が必要であること」が重要であると考えている。

また、その専門性を確保する方法として、CSWの配置が適切であるとまとめ、CSWを継続して配置するための方法として、CSWの配置・役割を地域福祉計画の施策として明文化し、全庁的に広く周知を図り他部署との連携を深めることが重要であると結論付けた。

本研究で提案した東郷町における地域共生社会の実現までの道筋は、子ども・子育て支援から展開している点において全国的に見ても先進的な事例となり得ること、そして、何もないゼロベースからの地域共生社会の実現に向けた今回の提案は、同様な状況で困っている自治体に対して参考になるだろう。

さらに、全国的にも散見される子ども・子育て分野における複合的な課題や「制度の狭間」の問題へのアプローチとして、コミュニティソーシャルワークの展開は期待されており、CSWがその機能を発揮し、地域で子どもや家庭が抱える課題を「丸ごと」受け止め、地域住民が「我が事」として解決していく仕組みづくりを進めることで、経済的に困窮していても、病気を患っていても、子どもを安心して育てることができたり、不登校をきっかけに引きこもってしまった青少年の居場所が地域にできたりといった、誰もが安心して自分らしく暮らしていくことができる社会につながっていくと信じている。

文 献

- 新崎国広, 2009, 「コミュニティソーシャルワーカーの役割と課題」『発達人間学論叢』12.
- 井上英晴, 2004, 「地域福祉とソーシャルワーク」『九州保健福祉大学研究紀要』5.
- 黒澤祐介, 2013, 「コミュニティソーシャルワークにおけるコミュニティ概念」『大谷学報』92(2).